



第9章

2025年を見据えた 超高齢社会への対応



第9章 2025年を見据えた超高齢社会への対応

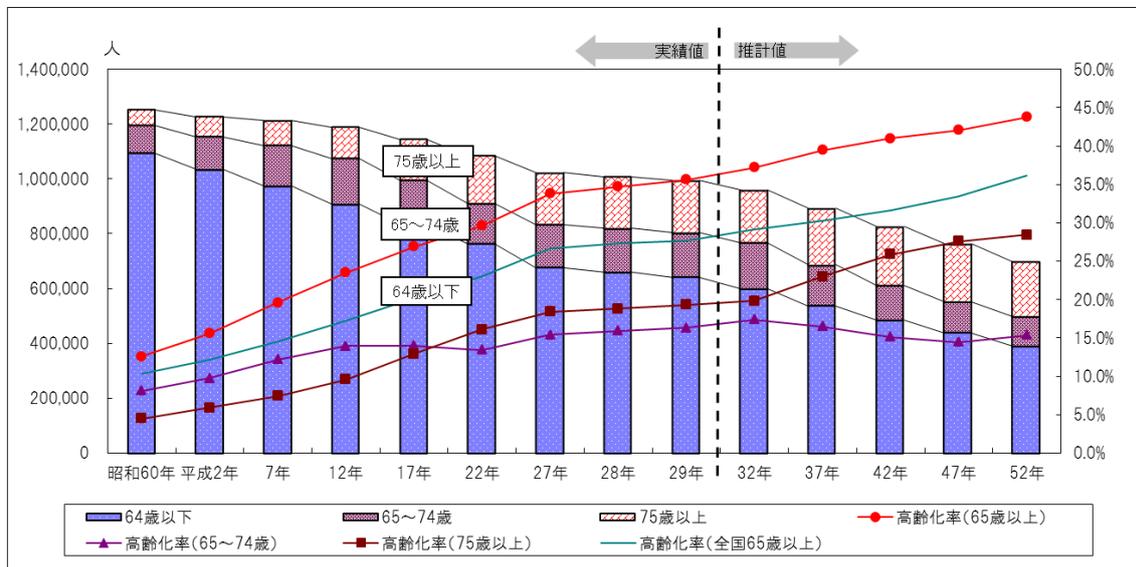
1節 2025年の秋田県

現状と課題

■ 2025年の状況

- ・ 団塊の世代が、全て75歳以上の後期高齢者となる、2025年（平成37年）における本県の高齢者数は、352,577人と推計されており、総人口893,224人の約4割（39.5%）に達し、全国平均の30.3%を大きく上回っています。
- ・ 要介護状態に陥りやすくなる後期高齢者は、総人口の23.0%（205,417人）と推計され、高齢者全体の58.3%を占めるものと見込まれています。
- ・ 要支援・要介護認定者は、82,241人と推計され、高齢者の23.3%を占めるものと見込まれています。
- ・ また、要介護3以上の人は33,375人となり、平成29年（28,568人）に比べ、約4,800人の増加が見込まれています。
（介護サービス見込量、介護サービス給付費等は第7章を参照）

□秋田県の総人口と高齢者数等の推移



資料：昭和60年から平成27年は「国勢調査」

※平成28年から平成29年までの秋田県の人口は「秋田県年齢別人口流動調査」、全国の人口は総務省統計局の推計人口。

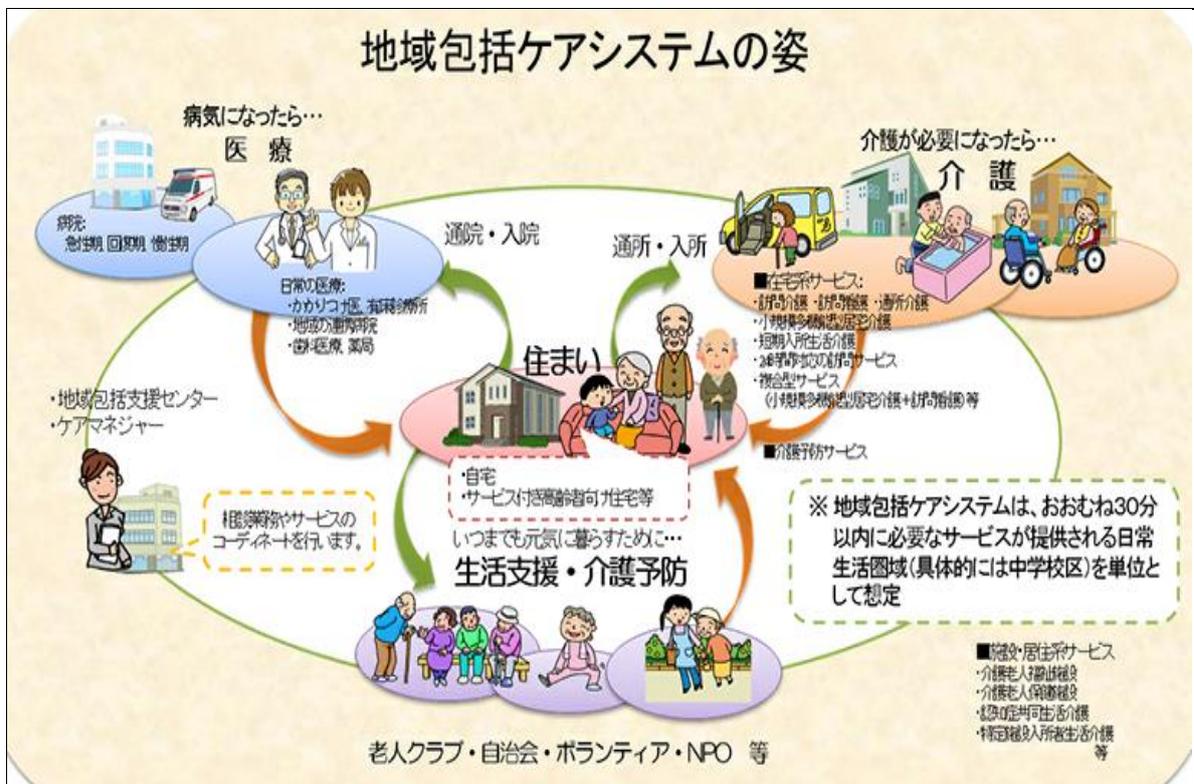
※平成32年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口（平成25年3月推計）」。

今後の取組

◆地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進

- このような将来推計を踏まえ、各地域の実情にあった地域包括ケアシステムの構築及び深化に向けた支援の強化など、本計画で掲げた基本理念・基本目標の実現に向け、必要な取組を加速的に推進し、2025年（平成37年）を見据えた超高齢社会へ対応していくことが重要です。
- このため、介護給付等対象サービスの充実を図るとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策や生活支援サービスの充実など、引き続き、総合的に施策を展開します。

□地域包括ケアシステムの姿



資料：厚生労働省

2節 認知症高齢者等の見守り体制の整備

1 地域の見守り体制の構築

現状と課題

■高齢者世帯の増加

- ・ 本県の平成29年7月における65歳以上の高齢者だけの世帯は118,286世帯で、総世帯数の30.4%となっています。
- ・ 高齢者単身世帯は65,069世帯で、総世帯数の16.7%、65歳以上の高齢者だけの世帯数の55.0%を占めています。
- ・ また、高齢者世帯数は2020年（平成32年）頃まで増加し続ける見込みであり、高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯は、2025年（平成37年）頃まで増加すると推計されています。
- ・ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるためには、身近な地域の人々との交流や関係団体、関係機関等の声かけや訪問などによる日常の安否確認、こうした安否確認等を通じて、できるだけ早期に問題を発見し、必要な支援等を迅速、かつ、効果的に行っていくことが求められています。
- ・ 見守り体制を構築することは、孤独死（孤立死）や高齢者虐待の防止、認知症高齢者の早期発見・早期対応、災害時の避難支援などにもつながり、地域のセーフティネットとしての重要な役割を担っています。

□秋田県の総世帯数に占める高齢者世帯の割合

（単位：人、％）

区分	総世帯数 (a)	65歳以上の高齢者だけの世帯		ひとり暮らし高齢者世帯		
		世帯数 (b)	総世帯数に 占める割合 (a÷b)	世帯数 (c)	総世帯数に 占める割合 (c÷a)	高齢者だけ世 帯数に占める 割合 (c÷b)
平成28年度	389,251	114,924	29.5%	62,840	16.1%	54.7%
平成29年度	389,350	118,286	30.4%	65,069	16.7%	55.0%

※総人口・総世帯数は、「秋田県の人口と世帯(月報)」(各年7月1日現在:県調査統計課)による。

なお、H28年度については、基準人口をH22年国勢調査からH27年国勢調査に切り替えているため、昨年度の公表数値とは一致しない。

上記以外は住民基本台帳に基づく市町村からの報告による。(施設を住所地としている者は除く)。

□秋田県の総人口に占めるひとり暮らし高齢者の割合

(単位:人、%)

区 分		総人口 (d)	65歳以上 人 口 (e)	ひとり暮らし高齢者		
				人数 (f)	総人口に 占める割合 (f÷d)	65歳以上人口 に占める割合 (f÷e)
平成28年度	男	475,215	142,873	16,678	3.5%	11.7%
	女	536,901	207,154	46,162	8.6%	22.3%
	計	1,012,116	350,027	62,840	6.2%	18.0%
平成29年度	男	468,647	145,040	17,850	3.8%	12.3%
	女	529,071	208,746	47,219	8.9%	22.6%
	計	997,718	353,786	65,069	6.5%	18.4%

※総人口・総世帯数は、「秋田県の人口と世帯(月報)」(各年7月1日現在:県調査統計課)による。

なお、H28年度については、基準人口を H22 年国勢調査から H27 年国勢調査に切り替えているため、昨年度の公表数値とは一致しない。

上記以外は住民基本台帳に基づく市町村からの報告による。(施設を住所地としている者は除く)。

今後の取組

◆高齢者の見守り体制の構築支援

- ・ ライフライン事業者や宅配業者等との連携により、市町村が構築する見守り体制の強化について、情報提供等を通じて支援します。
- ・ 秋田県社会福祉協議会への支援を通じて、単身高齢者など要援護者に対する見守りネットの充実を図ります。
- ・ 老人クラブが行う、高齢者への声かけ、安否確認などの友愛訪問活動が各地域に広がるよう、引き続き、活動に対し支援を行います。
- ・ 認知症に関する広報・啓発活動や徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築に関する優良事例等の紹介など、地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を支援します。

2 成年後見制度の利用促進(権利擁護の推進)

現状と課題

■成年後見制度の概要と本県の現状

- ・ 認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加している状況から、国において、平成28年5月「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、同法に基づき、平成29年3月に「成年後見利用促進基本計画」が閣議決定されました。
- ・ 高齢者の増加に伴い、認知症高齢者も増加することが見込まれており、今後、親族や弁護士等の専門職後見人だけでは後見制度の維持が困難になると予測されています。
- ・ 介護サービス利用契約等を中心に市民が認知症高齢者等を支援する、市民後見人の養成を行っていますが、県内で取組を行っているのは平成29年度末で横手市、湯沢市の2市となっています。
- ・ 知的障害者、精神障害者、認知症高齢者など、判断能力が十分ではない人が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、金銭管理や福祉サービスの情報提供等の支援を行う制度として、秋田県社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業があります。

今後の取組

◆成年後見制度・市民後見制度の利用促進

- ・ 弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の関係機関と連携しながら、市町村や地域包括支援センター職員の知識と対応力の向上を目的とした研修会等を開催します。
- ・ 県内で市民後見制度の取組を行っている自治体の情報を提供するなど、各市町村の市民後見制度への取組が推進されるよう支援します。
- ・ 地域の医師などが、成年後見制度や市民後見制度に関する相談に応じることができるよう、研修会（認知症診療研修会等）を開催する際、当該制度の内容や手続き等について説明を行い、理解度の向上を促進します。

3 高齢者虐待防止の推進

現状と課題

■高齢者虐待防止の概要と現状

- ・ 平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止・養護者支援法」という。）が施行されました。
- ・ 「高齢者虐待防止・養護者支援法」では、取組主体を市町村と位置付けており、市町村や地域包括支援センターが中心となって虐待防止に取り組んでいます。
- ・ 本県においては、日常生活に支障がありながら、必要な福祉・保健医療サービスを利用していない方の権利利益の擁護のため、虐待の早期発見に向けた取組や相談等の体制整備は広がりを見せていますが、市町村独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針等の作成の取組は十分とは言えない状況にあります。

□秋田県の相談・通報件数、虐待判断件数の推移

（単位：件）

	養介護施設従事者等によるもの		養護者によるもの	
	相談・通報件数	虐待判断件数	相談・通報件数	虐待判断件数
平成18年度	0	0	130	90
平成19年度	3	3	176	119
平成20年度	0	0	193	118
平成21年度	2	0	222	140
平成22年度	3	0	246	129
平成23年度	2	0	249	118
平成24年度	5	0	182	86
平成25年度	7	1	211	98
平成26年度	6	2	205	111
平成27年度	7	2	221	125
平成28年度	10	2	206	94

資料：長寿社会課調べ

今後の取組

◆研修や意識啓発による市町村の取組への支援

- ・ 市町村や地域包括支援センター職員を対象とした高齢者虐待防止のための研修会を開催し、虐待事案への対応力の向上を図るとともに、地域における虐待防止への取組や体制整備を支援します。
- ・ 引き続き、高齢者虐待に関する実態調査を行い、調査結果を毎年公表するなどにより、虐待防止に関する意識啓発を行うとともに、法の周知を図ります。
- ・ 高齢者虐待は認知症とも深い関係性があるため、認知症に関する各種研修の機会等を活用して、高齢者虐待防止に関する啓発に努めます。

第9章 2025年を見据えた超高齢社会への対応

- ・ 施設入所者の生命または身体を保護するため、緊急、かつ、やむを得ない場合に限り認められている身体拘束について、切迫性・非代替性・一時性の3要件の有無や同意書による確認作業の重要性などを各種研修の機会等を活用して周知を図ります。
- ・ 市町村独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針等の作成の取組が進んでいくよう働きかけます。

目標値

▼市町村独自の高齢者の虐待対応のマニュアル、業務指針等の作成に取り組む市町村数
(単位:市町村)

H28年度(16) → H32年度(25(全市町村))

※有事に適切に対応するため、マニュアル等の整備など、あらかじめ十分な体制を整備しておくことが重要である。

□市町村における虐待防止に向けた体制整備の状況 (平成28年度)

項目	実施市町村数	実施割合
対応の窓口となる部局の住民への周知	20	80.0%
地域包括支援センター等の関係者への研修	16	64.0%
講演会や市町村広報誌等による住民への啓発活動	12	48.0%
居宅介護サービス事業者への法の周知	15	60.0%
介護保険施設への法の周知	16	64.0%
独自マニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	16	64.0%
「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	18	72.0%
「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	10	40.0%
「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	8	32.0%
成年後見制度の市区町村長申立への体制強化	18	72.0%
警察署長への援助要請等に関する警察署担当者との協議	10	40.0%
老人福祉法の措置に必要な居室確保のための関係機関との調整	18	72.0%
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	19	76.0%
日常生活に支障がありながら、必要な福祉・保健医療サービスを利用していない方の権利利益の擁護のための早期発見の取組や相談等	21	84.0%

資料:長寿社会課調べ ※実施割合は、全25市町村に占める実施市町村の割合。

3節 快適で安全な生活を支える多様な高齢者施策の推進

1 交通安全対策

現状と課題

■高齢者の交通事故の状況

- ・ 昭和45年に183人であった交通事故の死者数は、平成29年には30人と減少しましたが、近年の交通事故の特徴として、死者の過半数を65歳以上の高齢者が占めており、また、高齢者が起こした事故件数の割合も増加傾向にあります。
- ・ 高齢者が関係する交通事故の要因としては、高齢者の運転免許人口が増加していることや、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下を自覚していないことに加え、交通安全教育を受ける機会のない高齢者が被害に遭っていることなどが考えられます。
- ・ 高齢者の交通事故を抑制するためには、基本的な交通ルールを学ぶための交通安全教育や身体機能などの低下に気付いてもらうための参加・体験・実践型の教育、見守り活動など、交通安全教育や地域活動等の充実を図る必要があります。

□秋田県の高齢者の交通事故の状況

(単位:件、人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
発生件数	2,518	2,270	2,151	2,177	2,034
死者数	48	37	38	54	30
うち高齢者の死者	29	30	24	36	20
構成率	60.4%	81.1%	63.2%	66.7%	66.7%
負傷者数	3,146	2,819	2,568	2,691	2,466

資料:秋田県警察本部「交通事故統計」

今後の取組

◆高齢者の交通事故対策の強化

- ・ 「第10次秋田県交通安全計画」(2016年度(平成28年度)~2020年度(平成32年度))では、「交通事故死者数30人以下、交通事故死傷者数2,000人以下」を目標としており、目標達成のため、「高齢者の交通事故防止対策」を最重要事項に設定し、高齢者の交通事故及び交通事故死傷者の発生を抑制するため、次のような対策を実施します。

(※以下、「第10次秋田県交通安全計画」から抜粋)

- (1) 家庭、学校、職場及び地域等が一体となったキャンペーン等を行い、高齢者の交通事故防止を図る。
- (2) 視認性の高い明るい服装の着用や反射材用品の効果についての広報啓発等を実施する。

- (3) 高齢者の特性を県民に理解してもらうとともに、高齢運転者標識を取り付けた自動車への保護意識を高める。
- (4) 歩行環境・自転車シミュレータ等による交通安全教育を推進する。
- (5) 交通指導隊、交通安全母の会、高齢者安全・安心アドバイザー等の家庭訪問による個別指導を実施する。
- (6) 高齢者講習、更新時講習の内容の充実に努め、また、関係機関・団体が連携し、個別に講習会を開催する。
- (7) 認知機能検査に基づく講習については、結果を踏まえたきめ細かな講習を実施する。
- (8) 運転免許証を返納した場合の特典の拡大や運転経歴証明書の身分証明書としての機能の充実を図る。
- (9) 駅、公共施設、福祉施設、病院等を中心に、歩道の段差・傾斜・勾配の改善を行う。

目 標 値

▼「第10次秋田県交通安全計画」(H28年度～H32年度)における数値目標

交通事故死者数	(第9次期間目標)	40人以下	→	30人以下
交通事故死傷者数	(第9次期間目標)	3,000人以下	→	2,000人以下

※「第9次秋田県交通安全計画」及び「第10次秋田県交通安全計画」に定められている目標値を記載している。

2 悪質商法等からの被害防止対策

現状と課題

■悪質商法等の消費者被害の状況

- ・ 悪質商法や特殊詐欺等による消費者被害に加え、食品の不当表示や重大な製品事故の発生、インターネットに関するトラブルの増加など、消費生活を取り巻く環境が年々変化している中で、高齢者の保護や消費者の自立した行動が強く求められています。
- ・ 特に、高齢者の消費者被害については、加齢に伴う判断力の低下や悪質業者の手口の巧妙化などにより、被害が顕在化しにくい傾向にあります。
- ・ 高齢化が急速に進む本県において、60歳以上の方から県生活センターに寄せられる相談件数は、高い割合で推移しています。
- ・ こうした消費者被害の未然防止、拡大防止を図るため、広報や啓発活動にとどまらず、家族や地域全体による高齢者の見守り等が重要となっています。

- ・ また、関係機関が密接に連携しながら、高齢者等の消費生活相談に迅速、かつ、適切に対応するとともに、悪質な事案については、事業者に対する指導の徹底、厳しい行政処分等を行っていくことが必要です。

今後の取組

◆消費者被害の防止

- ・ 県や市町村における消費相談体制の充実・強化を図りながら、高齢者への迅速な相談対応や消費者被害の拡大防止に努めます。
- ・ 県が実施する「消費生活出前講座」や各種広報媒体等を通じて、高齢者等の消費者被害防止に向けた啓発活動の充実を図るとともに、消費者教育の推進により、自立した消費者の育成を図ります。
- ・ 高齢者等の消費者被害を防止するため、県警察や高齢者と接する機会の多い事業者等の多様な関係機関との連携を図りながら、地域における高齢者の見守り活動を推進します。

3 防犯・行方不明高齢者対策

現状と課題

■防犯・行方不明高齢者対策

- ・ 高齢者が被害に遭いやすい振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の被害は、平成26年をピークに減少傾向にあるものの、依然として高水準で推移しています。
- ・ 高齢者の被害は全体の5割を超えており、被害金額は全体の約9割を占めていることから、引き続き、関係機関等と連携した高齢者に対する広報啓発等の被害防止対策が必要です。
- ・ また、悪質商法や空き巣等の被害に遭わないための対策も推進する必要があります。
- ・ 高齢者を対象とした防犯教室の開催による犯罪被害防止の啓発や、高齢者を事件、事故から守るために、防犯協会を始めとして、町内会、民生委員、老人クラブ等の団体との連携による防犯パトロールなどの地域安全活動を推進し、防犯意識の高揚を図ることが重要です。
- ・ 高齢化率の増加に伴い、高齢者の徘徊等による行方不明・保護事案が増加あるいは高止まりの状態にあり、関係機関との連絡網等を整備するなど、早期発見・保護活動を行うための支援体制の充実が必要です。

今後の取組

◆地域ぐるみの防犯活動の推進

- ・ 地域の安全に関する広報活動や日常の鍵掛け運動などにより、地域の自主防犯活動を促進するとともに、防犯協会を始めとする関係機関・団体等との連携による、高齢者を巻き込んだ地域安全活動を積極的に展開し、地域と関係機関が一体となった防犯活動を推進します。
- ・ 一人暮らしなど高齢者世帯への高齢者安全・安心アドバイザーの訪問活動により、特殊詐欺等の犯罪被害防止や交通事故防止のための情報提供及び防犯指導を推進します。

◆被害の未然防止と防犯意識の高揚

- ・ 地域安全ネットワークを活用した情報発信活動や地域住民が自主的に取り組む地域安全活動に、高齢者の参加を積極的に促すとともに、地域の公民館、町内会館等での防犯教室を開催し、犯罪被害の防止と防犯意識の高揚を図ります。

◆行方不明者の発見・保護対策

- ・ 高齢者の徘徊等による行方不明事案発生の際、早期に発見、保護するため、警察と自治体、事業所、地域住民等関係機関との連絡網の整備、連携の強化に努めます。

4 相談・支援体制の充実

(1)秋田県高齢者総合相談・生活支援センター

現状と課題

■秋田県高齢者総合相談・生活支援センターの現状

- ・ 秋田県高齢者総合相談・生活支援センターは、高齢者やその家族が抱える心配事、悩み事の相談に応じるとともに、県民への自立支援に向けた介護予防・介護知識の普及を図るなど、市町村や地域包括支援センターと連携して相談者の問題解決の手助けを行うことで、高齢者が一日でも長く自宅で安心して暮らせるよう支援しています。
- ・ 年間1, 800件前後の相談が寄せられており、家族・家庭関係や財産・金銭などの法律関係の相談が多くなっており、弁護士等の専門家が応じる専門相談の件数も多くなっています。
- ・ また、高齢者の虐待防止や権利擁護に関する地域包括支援センターへの相談も増加しており、地域包括支援センターと連携して対処するケースも多くなっています。

□秋田県の高齢者総合相談・生活支援センター相談件数の推移

(単位:件)

相談分類	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家族・家庭関係	712	39.9%	603	34.5%	789	42.5%
法律関係	432	24.2%	426	24.3%	431	23.2%
経済・生活関係	99	5.6%	152	8.7%	148	8.0%
福祉サービス関係	456	25.5%	416	23.8%	321	17.3%
生きがいづくり関係	8	0.4%	19	1.0%	12	0.6%
保健・医療関係	79	4.4%	134	7.7%	157	8.4%

資料:長寿社会課調べ

今後の取組

◆高齢者やその家族の様々な相談への総合的な対応

- ・ 高齢者本人やその家族が抱える様々な悩みや相談に対し、専門の相談員等が総合的に対応します。
- ・ また、相談内容に応じて他の相談機関と連携し、問題の早期解決に結びつけるための支援を行います。

◆家族介護者を中心とした県民講座の開催

- ・ 福祉用具等の展示を行うとともに、介護を行う方を対象に、福祉用具等に関する相談への対応を行うほか、自立支援・介護予防に関する講座を開催します。

(2)秋田県認知症コールセンター

現状と課題

■秋田県認知症コールセンターの現状

- ・ 加齢とともに発症率が高くなる認知症への対応は、高齢化率全国一となった本県にとって喫緊の課題です。
- ・ このため、本県では、平成22年4月に、認知症の人やその家族からの認知症に関する様々な悩みや相談に対応する「秋田県認知症コールセンター」を設置しました。
- ・ 認知症の人やその家族が抱える問題は、認知症の症状のみならず、心理的不安や家族関係など、生活全般に及んでいます。

第9章 2025年を見据えた超高齢社会への対応

□秋田県認知症コールセンター相談件数の推移

(単位:件)

相談分類	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
症状・対応方法	81	25.1%	118	31.1%	64	25.8%
家族関係	14	4.3%	63	16.6%	32	12.9%
本人・介護者の心身の問題	93	28.8%	125	32.9%	49	19.8%
介護保険関係	44	13.6%	16	4.2%	24	9.7%
経済的問題・成年後見問題	4	1.2%	9	2.4%	10	4.0%
医療関係(受診入院・紹介)	59	18.3%	31	8.2%	56	22.6%
その他	28	8.7%	18	4.7%	13	5.2%
相談内容計	323	100.0%	380	100.0%	248	100.0%
相談件数(実数)	157		180		113	

資料:長寿社会課調べ

※相談の内容が複数に及ぶ場合は上位3項目までをカウントしている。

今後の取組

◆認知症相談体制の充実強化

- ・ 相談内容の傾向を分析・検討し、今後活かせる知識として集約することにより、相談内容の早期解決を図ります。
- ・ 相談内容に応じて、市町村や地域包括支援センター、医療機関、介護サービス事業等が行う支援に適切につなぐなど、連携して認知症の早期発見・早期治療に結びつけます。
- ・ 電話相談のほか、医師等の専門職を交えた来所面接などによる特別相談を実施します。

5 災害時要配慮高齢者支援体制の充実

現状と課題

■災害時の対応状況

- ・ 台風や豪雨、大地震等の自然災害の発生時においては、多くの高齢者は、情報が入手できなかったり、身体的条件から自力での避難が困難であったりすることから、被害を受けやすい状況にあります。
- ・ 市町村は、地域住民が相互に助け合い、迅速に安否確認を行って、安全・確実に避難できる支援体制を「災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、日頃から整備しておく必要があります。

- ・ 災害対策基本法の一部改正により、市町村は、災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が義務付けられるとともに、本人からの同意を得て、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することになっています。
- ・ 大規模災害等発生時に、精神医療・精神保健活動等を通して要配慮者への支援を行うため、災害派遣精神医療チームを整備しています。
- ・ また、近年、混乱する避難所等における二次被害を防止するため、高齢者等の要配慮者に対する適切な支援活動を行う福祉専門職の必要性が認識されてきました。

今後の取組

◆災害時要配慮者の避難の確保

- ・ 全市町村が、災害時における要援護者情報の共有や、「避難行動要支援者名簿」の作成等の具体的な避難支援プランの取組、福祉避難所（※）の確保、ボランティアとの連携等を積極的に推進するよう、必要な情報提供や助言を行います。

◆災害発生時の要配慮者への支援体制の確立

- ・ 大規模災害等発生時に、避難所等において行政、保健・医療、避難所運営者、その他関係者と連携しながら、要配慮者に対する支援活動を行う、災害派遣福祉チームの設置に向け、体制整備を図ります。

※ 福祉避難所

一般の避難所で過ごすのが困難で、特別な支援が必要な高齢者、障害者、乳幼児等（要配慮者）向けに設けられる2次避難所。

耐震やバリアフリーの構造を備え、介護員を置くなど、安心して生活できる設備や体制が整った施設であり、市町村が必要に応じて、次のような施設に開設する。

（公民館、老人福祉施設、障害者支援施設、保健センター、養護学校、宿泊施設）

目 標 値

▼「秋田県防災・減災行動計画」(H28年度～H32年度)における主な数値目標

福祉避難所の指定、協定締結済み市町村数
H28年度実績(19) → H32年度(25(全市町村))

※市町村は、各市町村の「地域防災計画」等に基づき、平常時から福祉避難所の選定(指定)を行うことが重要である。

6 バリアフリーの推進

現状と課題

■バリアフリー社会の形成

- ・ 高齢者が積極的に社会参加するためには、歩きやすい段差のない歩道や、利用しやすい建築物や公園、公共交通機関の確保など、高齢者も含めた「みんなにやさしいまちづくり」の視点をもつことが大切です。
- ・ そのためには、県民一人ひとりが高齢者への理解を深め、その社会参加に積極的に協力していくとともに、学校教育、社会教育等の様々な機会を活用して、ノーマライゼーションの理念の浸透を図るなど、継続した取組が必要です。
- ・ 施設の整備基準を定めた「秋田県のバリアフリー社会の形成に関する条例」の施行等により、バリアフリー化が着実に進んできています。
- ・ また、整備基準を満たした施設には、交付申請に応じて「バリアフリー適合証」を交付しています。
- ・ 条例施行以前の建設された施設については、バリアフリー化が不十分な施設もあるため、その施設の利用状況や整備の効果等を踏まえ、計画的に整備を進める必要があります。

□バリアフリー適合証交付件数の推移

(単位:件)

	福祉施設	物品販売	医療施設	集会施設	サービス	官公庁舎	その他	合計
H24年度以前	293	148	128	94	41	34	204	942
H25年度	11	6	5	3	3	0	7	35
H26年度	34	3	4	3	4	3	12	63
H27年度	31	5	5	0	1	1	13	56
H28年度	13	2	5	4	3	4	12	43
合計	382	164	147	104	52	42	248	1,139

資料:地域・家庭福祉課調べ

今後の取組

◆バリアフリー社会形成のための意識啓発、環境整備

- ・ 「バリアフリー適合証」の交付、平成17年度から行っている「秋田県バリアフリー推進賞（知事表彰）」の実施により、引き続きバリアフリー社会実現のための優れた取組の普及を図ります。
- ・ 車いす利用者や歩行が困難な高齢者などが、安全に駐車スペースを利用できるよう啓発活動を行うほか、平成28年度に導入した「障害者等用駐車施設利用証制度」の普及、定着を図り、高齢者や障害者が外出しやすい環境づくりに取り組みます。

目 標 値

▼「バリアフリー社会の形成に関する基本計画(第3次基本計画)」(平成28年度～平成32年度)における主な数値目標

・歩道段差解消箇所等率(%)	H27年度(87.0)	→	H32年度(87.5)
・県有施設のバリアフリー化率(%)	H27年度(44.7)	→	H32年度(50.0)
・バリアフリー適合証の累積交付数(件)	H27年度(1,099)	→	H32年度(1,520)

※「バリアフリー社会の形成に関する基本計画(第3次基本計画)」は、高齢者等が社会のあらゆる分野の活動に参加できるように、様々な支援体制の整備や、安全かつ円滑な利用ができる施設等の整備促進などを基本方針として策定されている。

MEMO